

(別添3)

審査基準及び標準処理期間

所属名	障害者支援課
内線番号	4599

No.	項目	内容
①	処分名	京都府心身障害者扶養共済制度 給付金の支給決定に係る処分
②	法令名	京都府心身障害者扶養共済条例
③	法令番号	昭和46年条例第8号
④	根拠条項	第9条第1項
⑤	処分権者	知事
⑥	法令の定め	第9条 知事は、加入者が死亡し、又は重度障害となつたときは、その死亡し、又は重度障害となつた日の属する月からその者が扶養していた心身障害者に対し給付金を支給する。
⑦	審査基準	京都府心身障害者扶養共済条例第9条第1項(給付金)
⑧	経由機関名	市町村
⑨	協議機関名	独立行政法人福祉医療機構
⑩	標準処理期間	60日
	経由機関	30日
	協議機関	20日
	当該処分機関	10日
⑫	問合せ	障害者支援課(075-414-4599)
⑬	備考	心身障害者扶養保険約款(第9条) 京都府HP < http://www.pref.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/a3000380001.html >